

平成27年度島田市保育料について

平成27年度から始まる子ども子育て支援新制度では、保育園、認定こども園、新制度に移行する幼稚園、地域型保育（小規模保育、事業所内保育など）の保育料は、国が定める額を限度として市が設定します。料金表は裏面をご覧ください。

◎保育料設定の考え方

- ① 応能負担とします。
国は、「新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）」としており、本市においても応能負担とします。
- ② 国が定める水準を限度とします。
国は、「現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定める」としており、本市においても国が定める額を限度とします。
- ③ 階層区分の税額を市民税額とします。
国は、現行の階層区分を基本として、市町村民税額を基に階層区分を設定するとしており、本市においても階層区分の税額を市民税額とします。決定する際の市民税所得割額については、調整控除以外の税額控除は反映しない金額とします。階層を細分化（13階層→21階層）し、個々の保育料が従前と比較してなるべく増減しないように配慮しました。
- ④ 年少扶養控除再計算を廃止します。
平成22年の税改正により廃止となった年少扶養控除および16～18歳までの特定扶養控除について、現行の保育料では、国の基準により控除廃止の影響を緩和するため、各控除の上乗せ部分があるものとして”所得税額”の再計算を行い、保育料を決定していました。平成27年4月から、算定基準が”市町村民税額”へ変更されるのと同時に、これまでのような再計算は原則行わないということが新たな国の基準となったため、本市も国と同様の取り扱いにします。
- ⑤ 保育標準時間・短時間の区分の料金を設定します。
国は、保育短時間の利用者負担を保育標準時間の利用者負担の▲1.7%としており、本市においても、保育短時間保育料を保育標準時間保育料の▲1.7%として設定します。
- ⑥ 保育料算定の時期が変わります。
4月～8月分については前年度、9月～翌年3月分は当年度の市民税額をもとに保育料を決定します。毎年9月に保育料の見直しを行いますので、年度途中で金額が変更になる場合があります。

⑦ 経過措置

算定基準が変更（所得税→市民税）になるため、在園児について平成26年度保育料と平成27年度の保育料で差が生じる世帯について経過措置を設けます。

☆経過措置の対象及び軽減額等

平成26年度から平成27年度にかけて継続通園する子どもの保育料について、平成26年度3月分の保育料と平成27年度の保育料を比較し、平成27年度の月額保育料が、平成26年度3月分の保育料より増額（新制度による算定基準変更が原因の場合に限る。）となる場合は、平成26年度の保育料階層を引続き使用します。なお、平成26年度3月に認可保育園に在籍している子どもでも、退園する子どもは除きます。また、平成27年度から入園する子どもも対象外です。

☆経過措置の期間

平成27年度4月から8月までとします。平成27年度9月からは全園児平成27年度市民税を算定基準とした保育料となります。





○平成 27 年度島田市保育料

- ・国基準額は国が定めた保育料です。島田市は国基準額より軽減した保育料を設定しています。
- ・平成 27 年度保育料は、平成 27 年度の予算議決を経て正式決定します。
- ・1号認定は新制度に移行した幼稚園・認定こども園（幼稚園部）、2・3号認定は保育園・認定こども園（保育園部）に通園する子どもの保育料です。

平成 27 年 3 月

階層区分	定義	月額保育料(円)									
		※参考 国基準額	1号認定 (幼稚園等)	2号認定(保育園等)				3号認定(保育園等)			
				※参考 国基準額	4~5歳児		3歳児		※参考 国基準額	0~2歳児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間		標準時間	短時間		
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	3,000	800 (400)	6,000	3,900 (1,950)	3,800 (1,900)	3,900 (1,950)	3,800 (1,900)	9,000	5,800 (2,900)	5,700 (2,850)
C	市民税所得割非課税世帯		1,900 (950)		9,700 (4,850)	9,500 (4,750)	9,700 (4,850)	9,500 (4,750)		11,600 (5,800)	11,400 (5,700)
D1	市民税所得割額が 15,000円未満の世帯	16,100	11,500 (5,750)	16,500	10,700 (5,350)	10,500 (5,250)	10,700 (5,350)	10,500 (5,250)	19,500	12,600 (6,300)	12,300 (6,150)
D2	15,000円以上 32,000円未満の世帯				11,700 (5,850)	11,500 (5,750)	11,700 (5,850)	11,500 (5,750)		14,600 (7,300)	14,300 (7,150)
D3	32,000円以上 48,600円未満の世帯				12,700 (6,350)	12,400 (6,200)	12,700 (6,350)	12,400 (6,200)		16,600 (8,300)	16,300 (8,150)
D4	48,600円以上 60,000円未満の世帯	27,000	13,300 (6,650)	27,000	21,000 (10,500)	20,600 (10,300)	21,000 (10,500)	20,600 (10,300)	30,000	23,000 (11,500)	22,600 (11,300)
D5	60,000円以上 77,101円未満の世帯				22,000 (11,000)	21,600 (10,800)	22,000 (11,000)	21,600 (10,800)		25,000 (12,500)	24,500 (12,250)
D6	77,101円以上 84,000円未満の世帯				23,000 (11,500)	22,600 (11,300)	23,000 (11,500)	22,600 (11,300)		27,000 (13,500)	26,500 (13,250)
D7	84,000円以上 97,000円未満の世帯	41,500	(7,650)	41,500	24,500 (12,250)	24,000 (12,000)	24,500 (12,250)	24,000 (12,000)	44,500	29,000 (14,500)	28,500 (14,250)
D8	97,000円以上 115,000円未満の世帯				28,000 (14,000)	27,500 (13,750)	28,500 (14,250)	28,000 (14,000)		32,000 (16,000)	31,400 (15,700)
D9	115,000円以上 133,000円未満の世帯				29,000 (14,500)	28,500 (14,250)	29,000 (14,500)	28,500 (14,250)		35,000 (17,500)	34,400 (17,200)
D10	133,000円以上 151,000円未満の世帯	58,000	(8,300)	58,000	29,000 (14,500)	28,500 (14,250)	29,000 (14,500)	28,500 (14,250)	61,000	38,000 (19,000)	37,300 (18,650)
D11	151,000円以上 169,000円未満の世帯				30,000 (15,000)	29,400 (14,700)	30,000 (15,000)	29,400 (14,700)		41,000 (20,500)	40,300 (20,150)
D12	169,000円以上 211,201円未満の世帯				32,000 (16,000)	31,400 (15,700)	32,000 (16,000)	31,400 (15,700)		43,000 (21,500)	42,200 (21,100)
D13	211,201円以上 257,000円未満の世帯	77,000	(8,400)	77,000	29,800 (14,900)	29,100 (14,550)	29,800 (14,900)	29,100 (14,550)	80,000	45,000 (22,500)	44,200 (22,100)
D14	257,000円以上 301,000円未満の世帯				30,000 (15,000)	29,400 (14,700)	30,000 (15,000)	29,400 (14,700)		48,000 (24,000)	47,100 (23,550)
D15	301,000円以上 333,000円未満の世帯				30,700 (15,350)	30,100 (15,050)	30,700 (15,350)	30,100 (15,050)		58,000 (29,000)	57,000 (28,500)
D16	333,000円以上 365,000円未満の世帯	101,000	(10,250)	101,000	31,300 (15,650)	30,700 (15,350)	31,300 (15,650)	30,700 (15,350)	104,000	62,000 (31,000)	60,900 (30,450)
D17	365,000円以上 397,000円未満の世帯				31,700 (15,850)	31,100 (15,550)	31,700 (15,850)	31,100 (15,550)		67,000 (33,500)	65,800 (32,900)
D18	397,000円以上				32,000 (16,000)	31,400 (15,700)	32,000 (16,000)	31,400 (15,700)		72,000 (36,000)	70,700 (35,350)

備考

- 母子・父子世帯又は在宅の障害を有する者のいる世帯の保育料は、B・C階層は0円です。1号認定はD1～D5階層、2・3号認定はD1～D3階層の定める金額から第1子は1,000円、第2子は500円を減額します。
- ()内の金額は、幼稚園・保育園や認定こども園等を兄弟同時に利用する場合の2番目の児童の保育料です。3番目以降の児童は無料です。なお、1号認定児童については、小学校1～3年までに兄弟がいる場合には、その児童も含めてカウントします。
- この保育料のほか、各園によって給食費などの実費徴収や特定負担、延長保育料等がある場合があります。
- 3号認定の保育料について、満3歳に到達した日の属する年度中の保育料は、引続き3号認定の保育料を適用します。
- 子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の保育料は、現行どおり各園が定めます。
- 自園調理を提供しない（連携保育所等からの外部搬入を除く）保育施設（家庭的保育・小規模保育等）は該当保育料（2号認定・3号認定）の70%の金額です。（100円未満端数切捨て）
- 保育園等を平成27年3月に利用していた子どもが、4月以降も継続して同じ施設を利用する場合で、平成27年3月より平成27年4月の保育料が増額（新制度による算定基準変更が原因の場合に限る。）となる場合、平成27年4月から8月までの間経過措置（従前の保育料階層を使用。）を設けます。

島田市健やか・こども部

保育支援課 TEL 0547 - 36 - 7195